
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 154 号》 6/30/2017

◎目次

1. ジャパン・レール・パスの購入に必要な在留届の写しの申請要領等について
2. 領事出張サービスのお知らせ
3. 日本関連文化事業のお知らせ
4. 平成 29 年度外務大臣表彰
5. 休館日のお知らせ

=====

1. ジャパン・レール・パスの購入に必要な在留届の写しの申請要領等について

=====

平成 29 年（2017 年）6 月 1 日より、JR グループは、海外在住の日本人の方のジャパン・レール・パスのご利用資格を「日本国の旅券及び在留期間が 10 年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したもの等を有する方」に変更しました。

これに伴い、当館では、当館管内における在留期間を証明できる書類として、これまでの在留証明に加えて、在留届の写しを発行することとなりました。

詳しくは、当館ホームページをご覧ください。

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000261479.pdf>

=====

2. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

7 月 2 日（日） アイオワ州デモイン市（旅券仮申請受付期限：6 月 16 日）

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000244098.pdf>

8 月 27 日（日） ノースダコタ州ファーゴ市（旅券仮申請受付期限：8 月 11 日）

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000245317.pdf>

8月29日(火) サウスダコタ州スーフォールズ市(旅券仮申請受付期限:8月15日)

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000245318.pdf>

9月20日(水) インディアナ州プレインフィールド市(旅券仮申請受付期限:9月6日)

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000266994.pdf>

10月4日(水) ミネソタ州イーガン市(旅券仮申請受付期限:9月20日)

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000266996.pdf>

今後実施予定の領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、以下の当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html#con_shuccho

=====
3. 日本関連文化事業のお知らせ
=====

Anime Midwest

日本のアニメやマンガなどを集めた大規模なアニメ・コンベンション「Anime Midwest」が開催されます。また、総領事館ブースでは鎧・兜の着衣体験をすることができます。Anime Midwestの入場料、その他のイベントスケジュールなどの詳細は以下の URL をご覧ください。

<https://www.animemidwest.com/>

(1) 日時: 7月7日(金) ~9日(日)

(2) 場所: Hyatt Regency O'Hare and Donald Stephens Convention Center

5555 N. River Road, Rosemont, IL

=====
4. 平成 29 年度外務大臣表彰
=====

6月29日、本年度の外務大臣表彰受賞者が発表され、我が国と諸外国との友好親善関係の増進において特に顕著な功績があったとして、米国中西部からは青木達幸氏(イリノイ州)、洋子・S・ブレッケンリッジ氏(ミネソタ州)、リチャード・E・スタール氏(ミネソタ州)、オマハ姉妹都市協会(ネブラスカ州)、ジョージ・J・ベリンジャー氏(ネブラスカ州)が受賞することになりました。詳しくは下記リンクのプレスリリースをご覧ください。

イリノイ州在住受賞者: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000268591.pdf>

ミネソタ州在住受賞者: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000268585.pdf>

ネブラスカ州在住受賞者 : <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000268587.pdf>

=====
5. 休館日のお知らせ
=====

=====
次回の当館休館日は以下のとおりです。

7月4日（火） Independence Day

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での応対等，通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には，発給まで時間を要しますので，現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

なお，事件・事故に巻き込まれた方，その他緊急の用件のある方は，当館代表電話（312-280-0400）に電話し，音声に従って操作して頂きますと，緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html#about_closed

=====
◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では，テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様様に直ちに情報の提供ができるよう，在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所，電話番号，メールアドレス，家族構成等）に変更があったものの，未だ当館へ変更届を提出していない方は，氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上，変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと，在留状況等を確認することができず，緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので，必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので，日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館

の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
